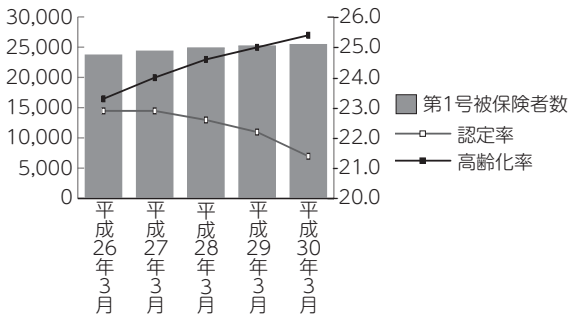
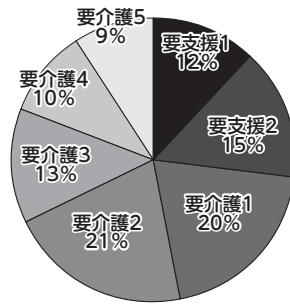


高齢化率と認定率の推移



介護認定の状況 (平成30年3月)



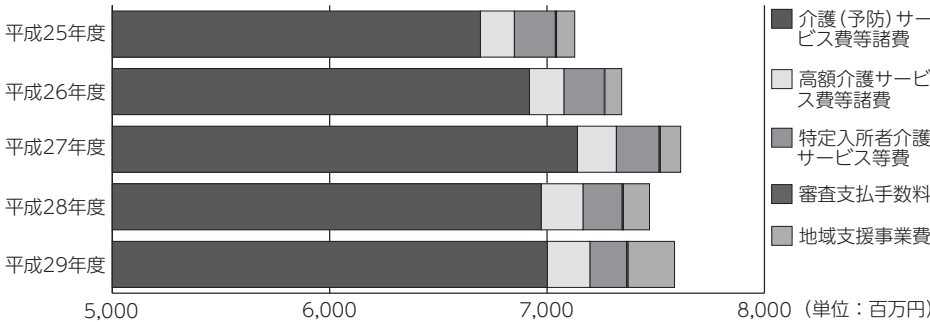
平成30年3月末の第1号被保険者数は25,419人、高齢化率は25.4%となっています。そのうち、5,448人が介護認

**介護保険**  
問合先 高齢介護課

介護保険の運営状況

定を受けており、認定率は21.4%となっています。少子高齢化に伴い高齢化率は年々増加していますが、認定率は減少しています。これは、前期高齢者(75歳未満)の割合が介護の必要性が高くなる後期高齢者(75歳以上)割合を上回っていることなどが要因ではないかと考えられます。平成30年3月の介護認定の状

介護給付費等の推移



況は、要支援の認定を受けている人が27%、要介護認定を受けている人が73%となっています。介護度別の割合を見ると、要介護1と要介護2の人の合計が41%、要介護3〜5が32%で、要支援を含めた軽度者の割合が高くなっています。介護給付費等の状況は、平成29年度の総合計は75億8千万円となり、平成28年度に比べ1.5%の伸びとなっています。介護給付費は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では平成24年度より負担の公平性や給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

65歳以上の人は  
介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第

今後とも安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者自身の健康増進への取組、また、介護保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

所得税確定申告にかかる証明

申請・問合先 高齢介護課

■在宅の要介護者などのおむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。また、2年目以降の申告には、市が発行する「確認書」をおむつ使用証明書に代えることができます。

■介護保険「要支援・要介護認定者」の障害者控除

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体障害者に準じる者と認定される場合は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

確認書・障害者控除対象者認定書の交付を受ける場合は、証明手数料(400円)が必要です(即日交付はできません)。

■納めた介護保険料の社会保険料控除

1月〜12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象とすることができます。特別徴収(年金天引き)した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。

普通徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金天引き)で納めている人には送付しませんので、日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

1号被保険者となり、介護保険証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。  
介護保険料 4月1日現在(転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日)の世帯員の住民税課税状況と、本人の昨年度の課税年金収入額や合計所得金額(\*)、住民税課税状況により決定します(保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください)。保険料決定額は納入通知書でお知らせします。

(\*) 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額(年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額)を言います。(扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です) ※保険料の算定は、土地・家屋等に係る譲渡所得の特別控除を差し引いて計算します。